



令和2年7月22日

福岡市政担当記者 各位

飲食店・宿泊施設の安全安心に向けた取組みを支援します!!

新型コロナウイルス感染症対策に取り組む事業者を支援し、安全安心に福岡を楽しむことができる取組みを推進していきます。

飲食事業者

○飲食店のテラス営業等の利用促進

飲食店の新型コロナウイルス感染症対策の取組みの中で、3密を回避するテラス営業などの屋外空間活用を積極的に支援することで、安全安心に利用できる飲食店の利用促進を図ります。

(1) 実施期間 令和2年7月22日(水)～11月30日(月)

(2) 実施内容

- ①道路占用許可等の基準緩和を活用し、商店街やエリアマネジメント団体等が取り組む、感染症対策に伴うテラス営業等を支援します。(詳細は別紙)
- ②アドバイザー派遣事業を通じて、感染症対策のためのテラス営業活用のアドバイスを行います。

○安全安心に取り組む飲食店へアドバイザー派遣(7月22日から3か月程度)

安全安心に取り組む飲食店へアドバイザーを派遣し支援するとともに、対策を実施する飲食店の情報発信を行い、安全対策に配慮した飲食店利用の促進を図ります。

※公式LINE、公式サイト、電話で相談を受け付けます!

相談電話 : 070-5481-9127 / 070-5274-6597
 (平日 10:00～17:30)
 FAX : 092-401-0157



公式LINE
二次元コード



公式サイト
二次元コード

宿泊施設

○「福岡 STAY 安全安心宣言」広報ツールの配布と宣言施設の紹介サイト開設(7月22日)

・宿泊施設が取り組む安全安心対策を「見える化」する広報ツールを配布し、各施設における取組みをPRする際にご活用いただきます。

・「福岡 STAY 安全安心宣言」をした宿泊施設の取組みをサイト上で紹介していきます。



【問合せ先】

- | | | | |
|----------------------|-------------------|---------|--------------|
| ・飲食店支援及びアドバイザー派遣について | 経済観光文化局観光マーケティング課 | 担当 : 原口 | Tel.711-4355 |
| ・道路の基準緩和について | 道路下水道局路政課 | 担当 : 西村 | Tel.711-4457 |
| ・公開空地の基準緩和について | 住宅都市局建築指導課 | 担当 : 柴田 | Tel.711-4572 |
| ・宿泊施設について | 経済観光文化局観光産業課 | 担当 : 白石 | Tel.711-4353 |

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

テラス営業やテイクアウトなどに 道路等が利用できるようになりました

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、市と地域住民・団体等が一体となって取り組む場合に限り、道路占用許可等の基準を緩和し、**沿道飲食店等のテラス営業などに道路や公開空地が利用できる**ようになりました。

※公開空地とは、一般に開放され、自由に通行等ができる民有地のことです

	道 路	公開空地
内 容	① 新型コロナウイルス感染症対策のための <u>暫定的な営業</u> であること ② 「3密」の回避や「 <u>新しい生活様式</u> 」の定着に対応すること ③ テラス営業、テイクアウト等のための <u>仮設施設の設置</u> であること ④ <u>施設付近の清掃等</u> にご協力いただけること	
申請できる 団体	福岡市又は関係団体※ ¹ による一括申請※ ² ※ ¹ 市が参画する協議会（エリアマネジメント団体 等）、 市が支援する民間団体（商店街振興組合、地域の団体 等） ※ ² 個別店舗ごとの申請はできません。 （申請には市による支援に関する意見書が必要です。）	
申請できる 場所	道路や公開空地の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道と公開空地については、交通量が多い場所は <u>3.5m以上</u> 、その他の場所は <u>2m以上</u> の歩行空間の確保が必要です。 ※ 車道については、車両通行規制等の条件を満たす必要があります。	
占用料等	免除 （施設付近の清掃等にご協力 いただける場合） ※ 別途、県警の道路使用許可を受ける 必要があり、手数料が必要となります。	・土地所有者等の 同意 が必要です ・使用料等については土地所有者 等と個別に協議していただく必要が あります
利用期間	令和2年11月30日まで	

【利用・支援に関する問合せ先】

・商店街
 ・エリアマネジメント団体
 ・地域の団体

地域産業支援課商店街係（TEL 441-3303）
 各区企画振興課
 観光マーケティング課（TEL 711-4355）

「福岡 STAY 安全安心宣言」広報ツールの配布と宣言施設の紹介サイト開設

- 宿泊業界が作成したガイドラインを基に、各宿泊施設が自社の安全安心対策の取組状況をチェックすることのできる WEB 入力フォームを制作しました。
入力フォーム上のチェック項目となっている安全安心対策に取り組むことを宣言した宿泊施設に対しては、フロントでの掲出やホームページ、旅行サイト等への掲載に利用できる広報ツール（宣言書、バナーデータ）を配布し、安全安心対策の「見える化」を支援します。
- 宣言をした宿泊施設の一覧は、市の観光情報サイト「よかなび」に掲載し、各施設の取組や安全安心対策の PR コメントを紹介することで広報していきます。

【福岡 STAY 安全安心宣言に係る一連の流れ】

宿泊施設側

- ① WEB 入力フォームにアクセスし、宿泊施設の基本情報を入力
- ② 安全安心対策の取組状況をチェック項目に沿ってチェック

市側

- ③ 「福岡 STAY 安全安心宣言」広報ツールを送付
- ④ 観光情報サイト「よかなび」に宣言施設の一覧を掲載し、取組を紹介

WEB 入力
フォーム



施設紹介
サイト



■ 宣言書データ

■ バナーデータ A

■ バナーデータ B

【問合せ先】

経済観光文化局観光産業課 担当：白石

TEL 092-711-4353